

# 平成28年度における行政機関及び独立行政法人等の 情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成28年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

## ◀調査対象▶

### ○ 対象機関

- ・国の行政機関（46機関）
- ・独立行政法人等（193機関）

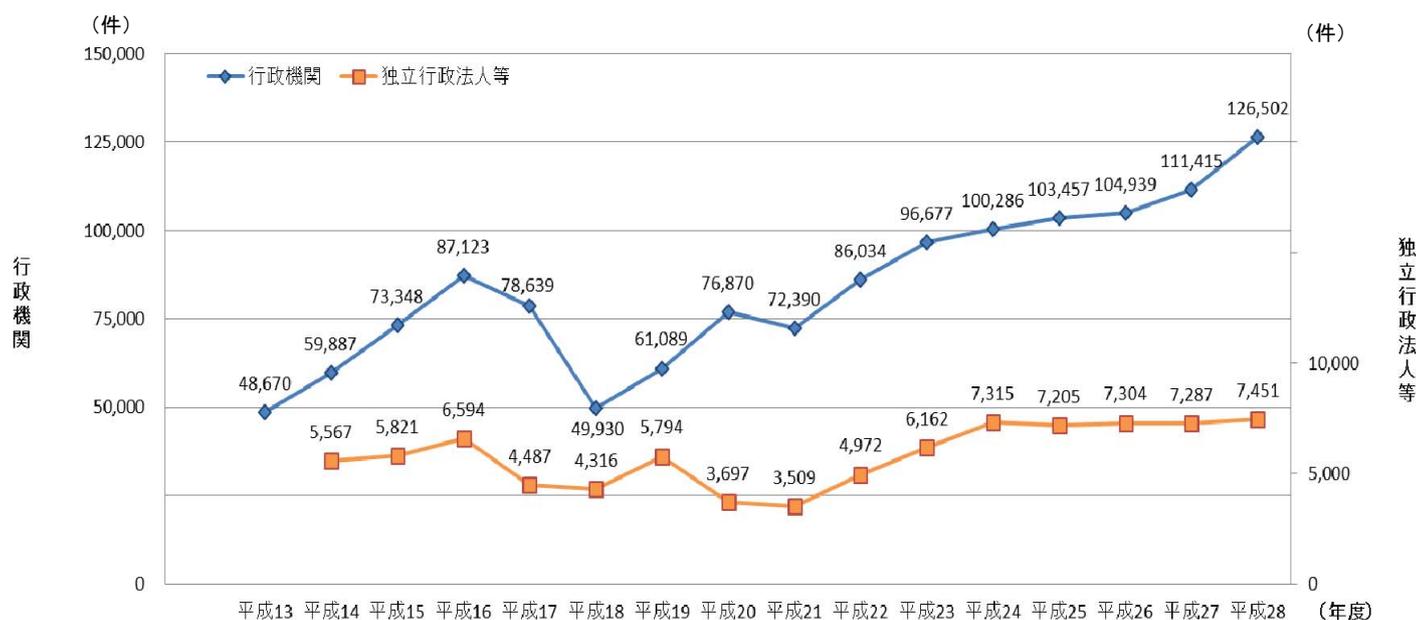
### ○ 対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの状況について、平成29年3月31日現在で調査

## 1 開示請求の件数

平成28年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では126,502件、独立行政法人等では7,451件となっている。

### ○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成28年度	平成27年度	独立行政法人等	平成28年度	平成27年度
法務省	52,862	46,984	国民生活センター	2,124	1,995
国土交通省	36,107	30,618	医薬品医療機器総合機構	1,076	1,385
厚生労働省	13,128	10,735	日本年金機構	785	660
人事院	5,070	5,056	鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	598	685
防衛省	4,694	4,463	水資源機構	475	299
その他	14,641	13,559	その他	2,393	2,263
計	126,502	111,415	計	7,451	7,287

## 2 開示決定等の件数

平成28年度には、行政機関では、112,236件の決定がされ、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）は109,750件（97.8%）、このうち、全部を開示する決定が41,639件（37.1%）、一部を開示する決定が68,111件（60.7%）となり、また、不開示決定は2,486件（2.2%）となっている。

独立行政法人等では、6,813件の決定がされ、開示決定は6,254件（91.8%）、このうち、全部を開示する決定が3,269件（48.0%）、一部を開示する決定が2,985件（43.8%）となり、また、不開示決定は559件（8.2%）となっている。

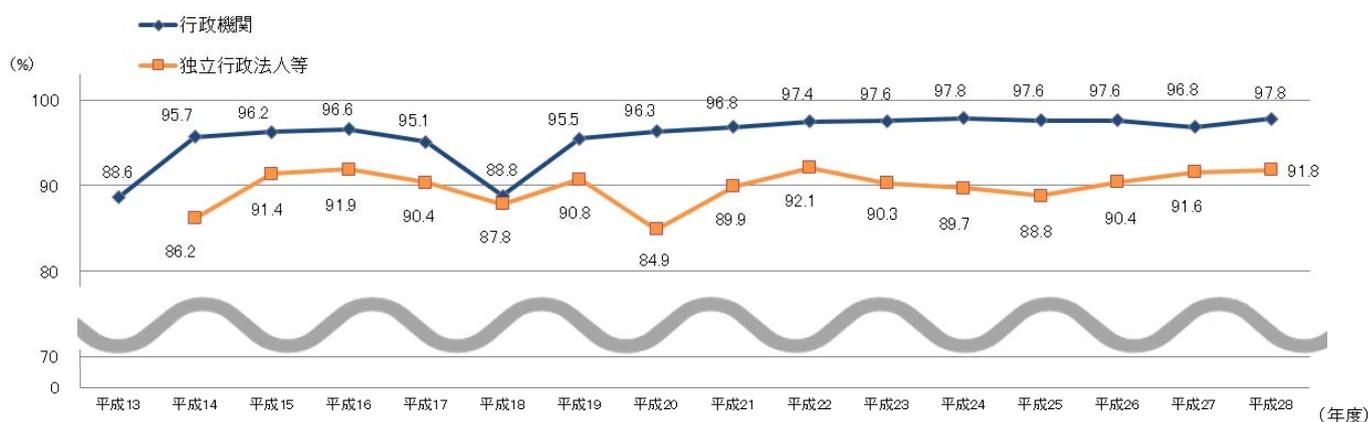
なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された（公益裁量開示）例はみられなかった。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関では3,062件、独立行政法人等では170件となっている。

(単位：件、%)

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもの のうち) 公益裁量 開示	(開示決定したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 決定
				全部を開示	一部を開示			
行政 機関	平成28年度	112,236 (100)	109,750 (97.8)	41,639 (37.1)	68,111 (60.7)	0 (0.0)	3,062 (2.7)	2,486 (2.2)
	(参考) 平成27年度	100,271 (100)	97,094 (96.8)	38,090 (38.0)	59,004 (58.8)	1 (0.0)	3,241 (3.2)	3,177 (3.2)
独立行政 法人 等	平成28年度	6,813 (100)	6,254 (91.8)	3,269 (48.0)	2,985 (43.8)	0 (0.0)	170 (2.5)	559 (8.2)
	(参考) 平成27年度	6,877 (100)	6,298 (91.6)	3,163 (46.0)	3,135 (45.6)	0 (0.0)	244 (3.5)	579 (8.4)

## ○ 開示決定の割合の推移



### 3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（期限を開示請求者に通知）とする期限の特例が設けられている。

平成28年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に決定がされたものの割合は、行政機関が99.9%、独立行政法人等が99.8%となっている。

(単位: 件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの		期限の特例規定を適用したもの		合計		
		期限内に決定がされたもの (a)	期限を超過したもの (b)	期限内に決定がされたもの (c)	期限を超過したもの (d)	期限内に決定がされたもの (e)	期限を超過したもの (f)	期限内に決定がされたもの (a+c+e)	期限を超過したもの (b+d+f)	
行政機関	平成28年度	112,236 (100)	101,855 (90.4)	39 (0.0)	6,980 (6.2)	10 (0.0)	3,349 (3.0)	3 (0.0)	112,184 (99.9)	52 (0.1)
	(参考) 平成27年度	100,271 (100)	90,643 (90.4)	8 (0.0)	6,985 (7.0)	0 (0.0)	2,627 (2.6)	8 (0.0)	100,255 (99.9)	16 (0.1)
独立行政法人等	平成28年度	6,813 (100)	5,430 (79.7)	3 (0.0)	540 (7.9)	8 (0.1)	826 (12.1)	6 (0.1)	6,796 (99.8)	17 (0.2)
	(参考) 平成27年度	6,877 (100)	5,036 (73.2)	9 (0.1)	789 (11.5)	11 (0.1)	1,028 (15.0)	4 (0.1)	6,853 (99.7)	24 (0.3)

○ 期限を超過したもの（行政機関別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
内閣府	5	0	1
金融庁	5	0	0
法務省	2	0	0
外務省	1	0	0
文部科学省	3	0	0
スポーツ庁	1	0	0
文化庁	5	1	0
厚生労働省	0	0	1
環境省	1	2	0
防衛装備庁	16	7	1
計	39	10	3

○ 期限を超過したもの（独立行政法人等別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
医薬品医療機器総合機構	0	7	5
日本年金機構	3	0	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	0	0	1
九州大学	0	1	0
計	3	8	6

## 4 審査請求

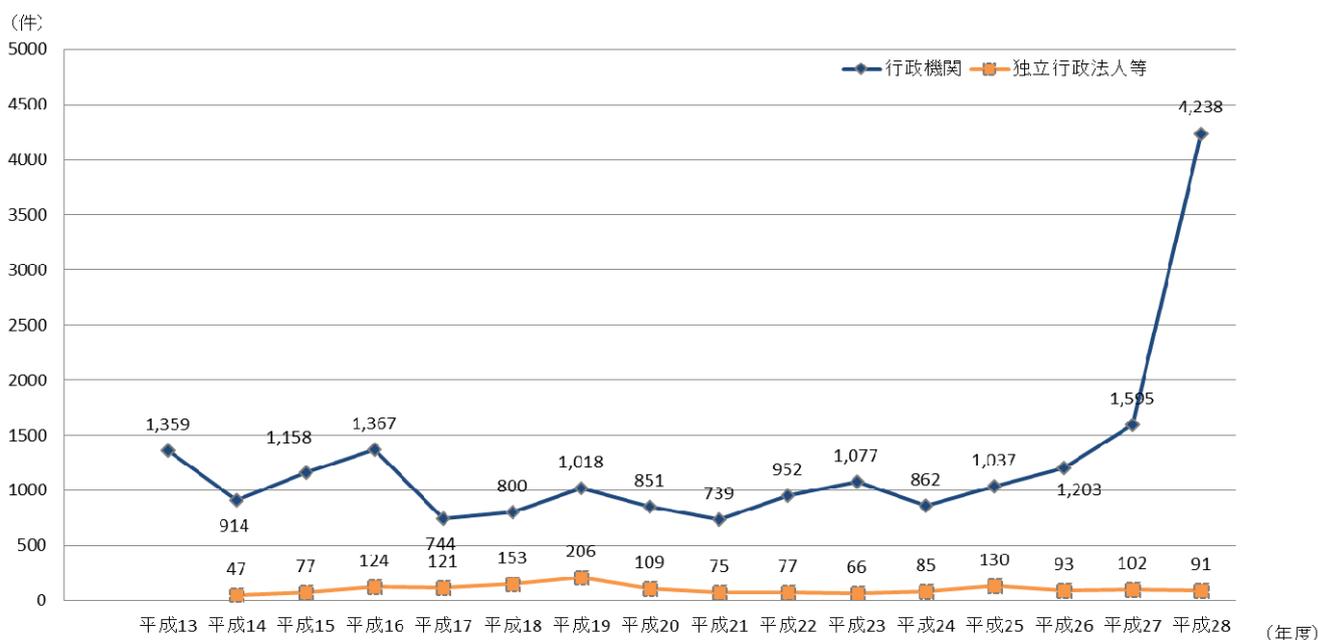
### (1) 審査請求件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。平成28年4月1日施行）に基づき、行政機関の長及びに対し、審査請求をすることができる。また、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる（※）。

平成28年度にされた審査請求の件数は、行政機関では4,238件、独立行政法人等で91件となっている。

なお、行政機関については、平成27年度と比べて2,643件の増加となっているが、そのうち、開示決定等に対する審査請求の件数が223件減少している一方、不作為に対する審査請求が2,865件増加（うち、特定の行政機関に係るものの増加が2,826件。各機関別の内訳は資料「行政機関別内訳表」の『9 審査請求の新規申立て状況』参照）していることが寄与している。

#### ○ 審査請求件数の推移



※ 改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定されていた「異議申立て」は、平成28年度以降、改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。平成28年4月1日施行）により、「審査請求」に一本化されている。

### (2) 審査請求の処理状況

開示決定等について審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

#### ① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、審査請求後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととした。

平成28年度に審査会に諮問した事案について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	90日超
行政機関	612 (100)	208 (34.0)
(参考) 平成27年度	894 (100)	194 (21.7)
独立行政法人等	71 (100)	9 (12.7)
(参考) 平成27年度	83 (100)	17 (20.5)

○ 90日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数
内閣官房	9
内閣府	1
金融庁	6
法務省	1
外務省	19
文部科学省	8
農林水産省	1
特許庁	8
国土交通省	51
環境省	1
防衛省	102
防衛装備庁	1
計	208

独立行政法人等	件数
日本私立学校振興・共済事業団	1
東北大学	2
岡山大学	5
広島大学	1
計	9

② 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決についても、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成28年度に裁決をした事案について、答申を受けてから裁決するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	60日超
行政機関	856 (100)	65 (7.6)
(参考) 平成27年度	922 (100)	42 (4.5)
独立行政法人等	102 (100)	8 (7.8)
(参考) 平成27年度	90 (100)	6 (6.7)

○ 60日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
内閣府	3	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3
消費者庁	4	都市再生機構	2
法務省	8	日本私立学校振興・共済事業団	1
外務省	12	東北大学	2
文部科学省	1	計	8
国土交通省	2		
防衛省	35		
計	65		

③ 審査請求の内容が認められたもの等の状況

開示決定等について審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決をすることとされており、審査請求の内容が認められたもの（認容）、一部が認められたもの（一部認容）、認められなかったもの（却下・棄却）の件数及び割合は、それぞれ以下のとおりである。

(単位：件、%)

	裁決の件数	認容	一部認容	却下・棄却	その他 (※)
行政機関	2,973 (100)	50 (1.7)	199 (6.7)	2,715 (91.3)	9 (0.3)
(参考) 平成27年度	1,418 (100)	90 (6.3)	195 (13.8)	1,071 (75.5)	62 (4.4)
独立行政法人等	107 (100)	7 (6.6)	36 (33.6)	63 (58.9)	1 (0.9)
(参考) 平成27年度	103 (100)	10 (9.7)	28 (27.2)	63 (61.2)	2 (1.9)

※ 不作為の審査請求に対する裁決や、原処分が原処分を取り消し又は変更して請求の内容を事実上認容しているもの（請求の利益が消滅したため却下）など。

## 5 訴訟

平成28年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では18件、独立行政法人等では3件となっている。

### ○ 訴訟（新規提訴）件数の推移

